

今後の成育保健医療等について ～こども家庭庁の創設と成育医療等基本方針等の見直しを踏まえて～

山本 圭子

こども家庭庁成育局母子保健課

令和4年6月、「こども家庭庁設置法」やその整備法、「こども基本法」が成立・公布された。こども基本法で示されたこども政策の基本理念等に基づき、こども政策を強力に推進していくため、新たな司令塔として、本年4月1日にこども家庭庁が創設された。厚生労働省からは、こども家庭局が所掌する事務の大部分と障害保健福祉部が所掌する障害児支援に関する事務がこども家庭庁に移管された。

母体保護やリプロダクティブヘルスも担当する母子保健課は、引き続き、母子保健課として、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下「成育医療等基本方針」という。）等を踏まえ、施策を推進することとしている。

こども家庭庁においては、医療や他の保健福祉施策との連携も引き続き重要である。令和5年3月に見直された成育医療等基本方針においては、「健やか親子21（第2次）」や「健やか親子21（第2次）」を踏まえた母子保健計画や、医療、福祉など都道府県内の関係者の連携・協議について新たに位置づけられているところ。また、令和5年度予算において、計画の策定や協議会の設置、当事者のニーズ把握等、母子保健に関する都道府県による広域支援を推進することとしている。

令和5年3月には、こども政策 DX の推進に向けた当面の取組方針がとりまとめられた。母子健康手帳・母子保健情報については、令和2年度から妊婦健診、乳幼児健診の結果をマイナポータルで閲覧できるようにしたほか、さらなるデジタル化を進めているところ。

妊娠から出産・子育てまでの身近な伴走型の相談支援と経済的な支援を一体として実施する「出産・子育て応援交付金事業」や産後の心身の不調や育児不安等に対応する「産後ケア事業」も推進しているところ。

こども家庭庁の創設と成育医療等基本方針等の見直しを踏まえた成育保健医療の動向についてご紹介する。